

投資信託のご案内

投資信託とは

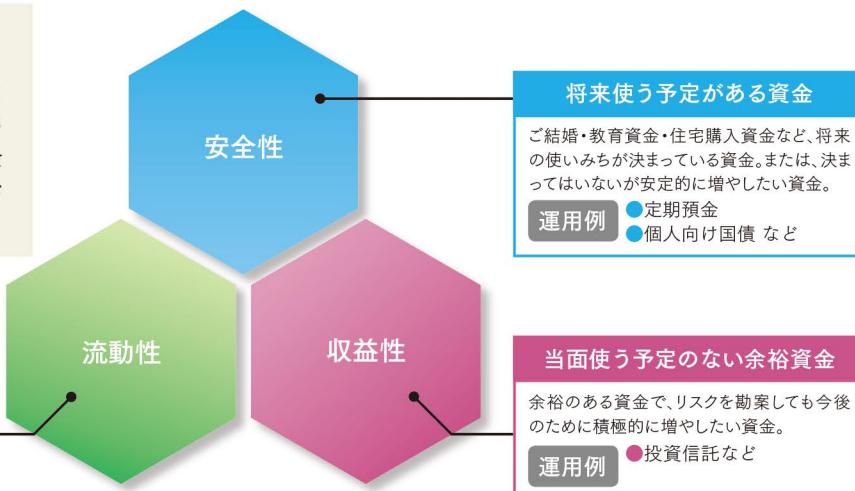
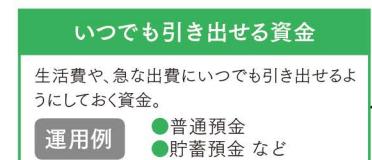
多くのお客様からお預かりした資金をひとつにまとめ、運用の専門家である投資信託会社が、複数の株式や債券など多くの金融商品に投資し、その運用成果をお客さまにお返しする商品です。

投資信託のしくみ

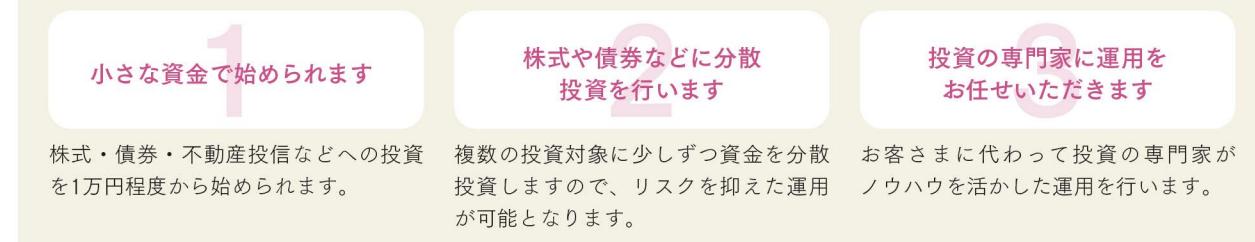


資産運用にあたって

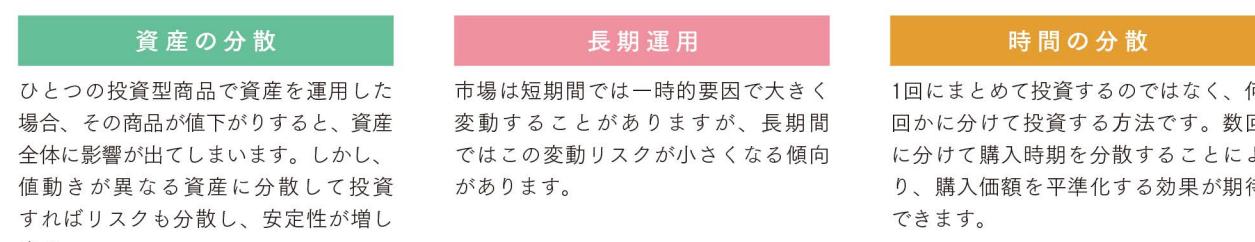
お手持ちの資産を大まかに3つに分けてみましょう。投資信託のご購入は当面使う予定のない余裕資金でご検討されることをおすすめします。



投資信託の特徴



リスクを小さくするには（下記の方法に限定するものではありません。）



おもなリスク

価格変動リスク	投資信託が組入れる株式等の有価証券の価格は、国内および国外の政治・経済情勢、発行企業の業績、市場の需給等を反映して変動します。組入有価証券の価格が下落した場合には、基準価額が下落する要因となります。上昇した場合は基準価額の上昇要因となります。
金利変動リスク	金利変動により公社債等の価格が変動する可能性を金利変動リスクといいます。一般的に金利低下局面では組入れた公社債等は値上がりし、金利上昇局面では値下がります。また、残存期間が長期の公社債等の価格は、概して、短期のものより金利変動に対応して大きく変動します。組入有価証券の価格が下落した場合には、基準価額が下落する要因となります。上昇した場合は基準価額の上昇要因となります。
流動性リスク	流動性リスクとは、有価証券を売買する際に、需給動向により有価証券を希望する時期・価格で売買することができなくなるリスクをいいます。投資する有価証券の流動性が損なわれた場合には、基準価額が下落する要因となります。
信用リスク	株式、公社債の発行企業、不動産投資信託を発行する不動産投資法人等が経営不安、倒産等に陥った場合、またその可能性が高まった場合には、当該発行企業が発行する証券および短期金融商品の価格は下落します。場合によっては投資資金が回収できなくなることもあります。組入有価証券等がこうした状況に陥った場合、基準価額が下落する要因となります。
為替変動リスク	外貨建資産を保有する場合、当該通貨と円との為替相場変動の影響を受けます。一般に投資している国の通貨が円に対して強く（円安に）なれば保有資産価格の上昇要因となり、弱く（円高に）なれば下落要因となります。
カントリーリスク	海外の有価証券に投資する場合、投資する国の政治・経済情勢の悪化、外国為替規制、資本規制、制度変更等による影響を受けることがあります。基準価額が下落する要因となります。
不動産投資信託のリスク	不動産投資信託は、不動産を実質的な投資対象としているために、他の金融商品と異なる固有のリスクとして、火災・自然災害などの影響や不動産にかかる法制度の変更により不動産の価値が低下するリスクがあります。

金融商品取引所における取引の停止、その他やむを得ない事情があるときは、お買付およびご換金のお申込みの受付を中止することができます。この場合、受益者は当該受付中止以前に行った当日のお買付けおよびご換金のお申込みを撤回することができます。受益者がそのお申込みを撤回しない場合には、当該受付中止を解除した後の最初の基準価額の計算日にお申込みを受付けたものとして取扱います。

【投資信託にかかるご留意事項】

- 投資信託は預金、保険契約ではありません。
- 投資信託は預金保険機構、保険契約者保護機構の保護の対象ではありません。
- 当金庫が取り扱う投資信託は投資者保護基金の対象ではありません。
- 当金庫は販売会社であり、投資信託の設定・運用は委託会社が行います。
- 投資信託は元本および利回りの保証はありません。
- 投資信託は、組入有価証券等の価格下落や組入有価証券等の発行者の信用状況の悪化等の影響により、基準価額が下落し、元本欠損が生ずることがあります。また、外貨建て資産に投資する場合には、為替相場の変動等の影響により、基準価額が下落し、元本欠損が生ずることがあります。
- 投資信託の運用による利益および損失は、ご購入されたお客様に帰属します。
- 投資信託のご購入時には、買付時の1口あたりの基準価額（買付価額）に、最大3.240%の購入時手数料（消費税込み）、約定口数を乗じて得た額をご負担いただきます。換金時には、換金時の基準価額に最大0.500%の信託財産留保額が必要となります。また、これらの手数料等とは別に投資信託の純資産総額の最大年約1.7172%（消費税込み）を運用管理費用（信託報酬）として、信託財産を通じてご負担いただきます。その他詳細につきましては、各ファンドの投資信託説明書（交付目論見書）等をご覧ください。なお、投資信託に関する手数料の合計は、お申込金額、保有期間等により異なりますので表示することはできません。
- 投資信託には、換金期間に制限のあるものがあります。
- 投資信託をご購入にあたっては、あらかじめ最新の投資信託説明書（交付目論見書）および目論見書補完書面等は当金庫の投資信託取扱店窓口にご用意しています。
- 投資信託の取得のお申込みに関しては、クーリングオフ（書面による解除）の適用はありません。